

妊婦のための支援給付事業 のお知らせ



令和7年4月1日より、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設され、認定を受けた方には「妊婦支援給付金」が支給されることになりました。

「妊婦のための支援給付」は、妊婦への支援を一体的に行うため、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）による面談と合わせて実施します。

❀流れ❀

相談支援

妊娠届出時

保健師による面談とアンケートを行います。
出産への見通しを一緒に考えましょう。

妊婦訪問

保健師が自宅を訪問し、面談を行います。産前・産後の手続き等を一緒に確認しましょう。
※保健師から連絡します

赤ちゃん訪問

保健師・助産師が自宅を訪問し、お母さんの体調や赤ちゃんの様子をお伺いします。
※継続的な支援・情報発信を行います

妊娠初期

妊娠8か月頃

出産後

経済支援

妊婦支援給付金(1回目)

妊婦1人あたり5万円を支給します。
※妊娠届出時に申請書をお渡しします

妊婦支援給付金(2回目)

妊娠している子ども1人あたり5万円を支給します。
※赤ちゃん訪問時に申請書をお渡しします

妊婦支援給付金の対象者は、大台町に住民票があり、妊婦給付認定を受けた方です。また、流産・死産・人工妊娠中絶された方も含まれます。妊娠が継続されなかった方は、大台町こども家庭センターまでご連絡ください。2回目の給付についてご案内いたします。

注)・他市町村で妊婦給付認定を受けている方が大台町に転入された場合は、改めて大台町の妊婦給付認定を受ける必要があります。なお、1回目の給付を他市町村ですでに受給されている方は、2回目のみ受給が可能です。他市町村へ確認することがありますので、ご了承ください。

・これまでの出産・子育て応援給付金事業は令和7年3月末で終了し、「妊婦のための支援給付」へ移行します。令和7年3月31日までに出生した子を養育している方は、子育てギフトが支給されます。



問い合わせ

大台町こども家庭センター(福祉課) 保健師

☎ 0598-82-3783

